

道頓堀川船着場におけるネーミングライツパートナー企業の募集について

1. 対象船着場

太左衛門橋船着場、湊町船着場、日本橋船着場

2. 内容

- ・ 対象となる船着場への企業名、商品名（企業ロゴ、マークの使用可）を含む通称名の命名権
- ・ 自社管理媒体（ホームページ、出版物等）におけるパートナー企業である旨の表示
- ・ その通称名を対象となる道頓堀川遊歩道の安全柵、案内板への表示等

3. 契約期間

契約日より3年間

4. 募集契約料

- ・ 太左衛門橋船着場30万円以上
- ・ 湊町船着場10万円以上
- ・ 日本橋船着場10万円以上

5. 募集経過

①募集期間

令和5年8月1日～令和5年8月15日

②募集結果

- ・ 太左衛門橋船着場
2社より応募あり
- ・ 湊町船着場
1社より応募あり
- ・ 日本橋船着場
1社より応募あり

6. パートナー企業の決定

①太左衛門橋船着場

- ・ パートナー企業：一本松海運株式会社
- ・ 通称名：一本松海運太左衛門橋船着場
読み：いっぽんまつかいうんたざえもんばしふなつきば
- ・ 契約期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日

②湊町船着場

- ・ パートナー企業：一本松海運株式会社
- ・ 通称名：一本松海運湊町船着場
読み：いっぽんまつかいうんみなとまちふなつきば
- ・ 契約期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日

③日本橋船着場

- ・ パートナー企業：大阪バスワンダークルーズ株式会社
- ・ 通称名：OSAKA BUS WONDER CRUISE 日本橋船着場
読み：おおさかばすわんだーくるーずにいっぽんばしふなつきば
- ・ 契約期間 令和5年12月1日～令和8年11月30日